12　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「仙台第１地方合同庁舎増築棟⑾電気設備工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

仙台第１地方合同庁舎増築棟⑾機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成23年12月22日

東北地方整備局長　徳山日出男

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　工事名　仙台第１地方合同庁舎増築棟⑾機械設備工事

2　工事場所　宮城県仙台市青葉区本町３－３－１

3　建物概要

１）庁舎（増築棟）

構造・階数　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）、地上16階、地下２階、塔屋２階、延べ面積35,760㎡

4　工事内容

上記３の建物における暖冷房衛生設備工事を施工するものである。

１）庁舎（増築棟）

工事種目　空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、厨房機器設備、ガス設備、雨水利用設備、機械式駐車設備　新設一式

２）屋外

工事種目　給水設備、排水設備、ガス設備　新設一式

5　工期　契約締結の翌日から平成27年３月13日まで

6　申請の時期

平成23年12月22日から平成24年１月17日まで（土曜日、日曜日、休日及び年末年始（12月29日～１月３日）を除く。）。なお、平成24年１月18日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171に、持参により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記８⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　下記８⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成23年12月22日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

8　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年10月１日付け公示」という。）５建設工事の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成22年10月１日付け公示６建設工事⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社の組み合わせとする。

ただし、経常建設共同企業体（甲型）を構成員とすることはできない。

①　東北地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　東北地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成24年１月17日において次の要件を満たすものとする。ただし、②及び③については、いずれか一方の要件を満たせばよい。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の暖冷房衛生設備工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　代表者及びその他の構成員が、平成８年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下、「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次の㋐から㋓までの全ての要件を満たす建物の暖冷房衛生設備工事の新設をした施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、次の㋓工事種目の「空気調和設備」及び「給排水設備」については、特定建設工事共同企業体として満足していればよい。なお、建築一式工事における施工実績は含まない。

また、当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設

㋑　階　　数　地上11階以上

㋒　建物規模　延べ面積15,000㎡以上

㋓　工事種目　「空気調和設備」及び「給排水設備」（いずれの設備もシステム一式を施工していること。）

③　代表者が上記②㋐から㋓までの全ての要件を満たす施工実績を有し、その他の構成員は平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の㋑から㋖までの全ての要件を満たす建物の暖冷房衛生設備工事の新設をした施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、次の㋖工事種目の「空気調和設備」及び「給排水設備」については、同一工事でなくともよい。なお、建築一式工事における施工実績は含まない。